

判例研究

買主が瑕疵ある鋼管を使用して配管スプールを
製作（プレハブ化）した場合において
当該配管スプールが最終的に他の物（船体）に
組み込まれることがなかったとしてもドイツ民法
第 439 条第 3 項にいう「組込み」の要件が充足される
とした事例 (BGH, Urteil vom 21.06.2023 – VIII ZR 105/22)

古谷 貴之

I はじめに

1 本稿の目的

ドイツでは、2001 年 11 月 26 日の債務法現代化法⁽¹⁾（2002 年 1 月 1 日施行）による民法（以下「BGB」と表記する。）改正以降も、売買法上の追完（BGB 第 439 条）に関連して数次にわたる法改正が行われてきた。2008 年 12 月 15 日には、EU 司法裁判所の Quelle 判決⁽²⁾（2008 年 4 月 17 日判決）を契機として BGB 第 439 条に関連する BGB の一部改正が行われた⁽³⁾。また、2017 年 4 月 28 日には、EU 司法裁判所の Weber/Putz 判

(1) Gesetz zur Modernisierung des Schuldrechts vom 26. November 2001 (BGBl. I S. 3138).

(2) Judgment of the Court (First Chamber) of 17 April 2008. – Quelle AG v Bundesverband der Verbraucherzentralen und Verbraucherverbände (C-404/06).

(3) Gesetz zur Durchführung des Übereinkommens vom 30. Oktober 2007 über die gerichtliche Zuständigkeit und die Anerkennung und Vollstreckung von Entscheidungen in Zivil- und Handelssachen und zur Änderung des Bürgerlichen Gesetzbuchs (BGBl. I 2008)

⁽⁴⁾ 決（2011年6月16日判決）を契機としてBGBの一部改正⁽⁵⁾が行われた（BGB第439条第3項の新設。2018年1月1日施行）。さらにその後も、EU物品売買指令（2019/771/EU）⁽⁶⁾を国内法化する法律⁽⁷⁾（2021年6月30日公布、2022年1月1日施行）の中でBGB第439条の改正が行われた。現在では、2022年1月1日以降に適用されるBGB第439条のもとで追完にかかわる判例・学説の展開がみられる。そのような中、2023年6月21日に、BGB第439条第3項の規定の解釈上の問題を扱う注目すべきドイツ連邦通常裁判所（以下「BGH」と表記する。）の判決⁽⁸⁾が現れた。この事案では、2018年1月1日から2021年12月31日まで適用されたBGB（旧）第439条第3項に基づいて買主の追完費用の賠償請求が認められるかどうかの問題となった。

2 問題の所在

(1) BGB（旧）第439条第3項（追完費用の賠償）

2023年6月21日BGH判決の事案で解釈上の問題が生じたのは、次に掲げるBGB（旧）第439条第3項の規定である。

↘ S. 2399).

(4) ECJ, Judgment of the Court (First Chamber) of 16 June 2011. – Gebr. Weber GmbH v Jürgen Wittmer (C-65/09) and Ingrid Putz v Medianess Electronics GmbH (C-87/09).

(5) Gesetz zur Reform des Bauvertragsrechts, zur Änderung der kaufrechtlichen Mängelhaftung, zur Stärkung des zivilprozessualen Rechtsschutzes und zum maschinellen Siegel im Grundbuch- und Schiffsregisterverfahren vom 28.04.2017 (BGBl I 2017 S. 969).

(6) Directive (EU) 2019/771 of the European Parliament and of the Council of 20 May 2019 on certain aspects concerning contracts for the sale of goods, amending Regulation (EU) 2017/2394 and Directive 2009/22/EC, and repealing Directive 1999/44/EC.

(7) Gesetz zur Regelung des Verkaufs von Sachen mit digitalin Elementen und anderer Aspekte des Kaufvertrags vom 25. Juni 2021 (BGBl. I S. 2133).

(8) BGH, 21.06.2023 – VIII ZR 105/22.; BGHZ 237, 217.; 本判決について、Beate Gsell, Anmerkung, EWiR 2023, 591.; M. Stürner, Zur Reichweite des Aufwendungsersatzanspruchs nach § 439 III BGB, JURA 2024, 99 なども参照。

BGB 第 439 条第 3 項の「組込み」の意義に関するドイツ連邦通常裁判所 (BGH) の判決

【BGB (旧) 第 439 条】(追完)

(1)-(2) (略)

(3) 売主は、買主が瑕疵ある物をその種類及び使用目的に従って他の物に組み込んだとき、又は他の物に取り付けたときは、追完によって、瑕疵ある物を取り外し、修補した物若しくは引き渡した瑕疵のない物を組み込むか又は取り付けるために要する費用を賠償する義務を負う。第 442 条第 1 項は、契約締結時に代えて、買主が瑕疵ある物の組込み又は取付けを行う時点での買主の認識を基準として適用する。

(4)-(5) (略)

(2) BGB (旧) 第 439 条第 3 項の適用場面

売主は、BGB 第 433 条第 1 項第 2 文に従い、買主に対し、瑕疵のない物を引き渡す義務を負う。売主が瑕疵のある物を引き渡した場合、買主は、追完請求権、代金減額権、契約解除権又は損害賠償請求権を行使することができる (BGB 第 437 条)。ここで、買主が BGB 第 437 条第 1 号に定める「追完請求権」を行使する場合、買主は、BGB 第 439 条第 1 項の規定に従い、瑕疵の除去 (修補) 又は瑕疵のない物の引渡し (代替物の引渡し) による追完を請求することができる。買主が追完請求権を行使する前に当初引き渡された瑕疵ある物をその目的物の種類及び使用目的に従って他の物に組み込み、あるいは他の物に取り付けた場合には、BGB (旧) 第 439 条第 3 項により、「売主は、……追完によって、瑕疵ある物を取り外し、修補した物若しくは引き渡した瑕疵のない物を組み込むか又は取り付けるために要する費用を賠償する義務を負う」こととなる。

この規定の適用が問題となるのは、次のような場面である。典型例として、買主が売主から自宅の玄関に敷き詰めるためのタイルを購入した事例をもとに検討することとしたい。買主が玄関の床にタイルを半分まで敷き詰めたところで、そのタイルに瑕疵があることが判明した。そこで、買主

(9) ECJ, (Fn. 4) の事例を簡略化した。

は、追完として、売主に対し、瑕疵のない新品のタイルの引渡し（代替物の引渡し）を求めた（BGB 第 439 条第 1 項）。売主は買主のこの要求に応じた。しかし、代替物の引渡しがされただけで契約適合的な状態がすべて回復されるわけではない。とりわけ、売主が引き渡した新品のタイルを再び玄関の床の半分まで敷き詰めるためには、すでに敷き詰められた瑕疵のあるタイルを撤去し、かつ、売主が引き渡した瑕疵のないタイルを再度敷き詰める作業が必要となる。ここで、買主によって半分まで敷き詰められた瑕疵のあるタイルの撤去にかかる費用を売主と買主のどちらが負担するべきかが問題となる。また、代替物として引き渡された瑕疵のないタイルを再度半分まで敷き詰めるために必要な費用についても当事者のいずれが負担するべきかが問題となる。瑕疵のあるタイルを引き渡した売主に帰責事由がある場合には、買主は損害賠償を請求することができるため（BGB 第 280 条）、買主はこの規定に基づいて売主に対し上記費用相当額の賠償を請求することができる。しかし、売主に帰責事由がない場合でも買主がかかる費用の賠償を請求することができるかどうか問題となる。

日本の民法の下では、上記のようなケースについて、撤去（取外し）及び組込み（取付け）に要する費用を当事者のどちらが負担すべきかについて具体的な規定が置かれていない。したがって、日本法の下で上記のような問題が生じた場合、裁判所は、民法第 562 条にいう「代替物の引渡し」の内容・範囲を解釈によって確定する必要がある。ドイツでも、2017 年 4 月 27 日の BGB 改正前は、同様の解釈上の問題が生じていた。すなわち、従来の判例・学説では、BGB 第 439 条第 1 項にいう「瑕疵のない物の引渡し」（代替物の引渡し）の範囲をめぐって、この文言に瑕疵ある物の撤去（取外し）及び瑕疵のない物の組込み（取付け）が含まれるのかどうかについて議論があった⁽¹⁰⁾。しかし、現在では、上述した EU 司法裁判所の Weber/Putz 判決（2011 年 6 月 16 日判決）によってこの問題に対する

(10) 拙著『民法改正と売買における契約不適合給付』（法律文化社、2020 年）165 頁以下を参照。

BGB 第 439 条第 3 項の「組込み」の意義に関するドイツ連邦通常裁判所 (BGH) の判決 EU 全域での統一的解決が図られている。同判決によると、「瑕疵が現れる前に消費者が善意でその種類及び使用目的に従って取り付けした契約不適合の消費費用動産〔瑕疵のあるタイル〕を代替物の引渡しにより契約適合的な状態に回復させる場合、売主は、当該消費費用動産〔瑕疵のあるタイル〕の被取付物〔玄関の床〕から当該消費費用動産〔瑕疵のあるタイル〕を取り外し、代替物として引き渡された消費費用動産〔新品のタイル〕を当該被取付物〔玄関の床〕に取り付けるか〔原状回復〕、若しくは取外し、及び代替物として引き渡された消費費用動産〔新品のタイル〕の取付けに必要な費用〔瑕疵あるタイルの撤去及び新品のタイルの再度の取付けにかかる費用〕を負担する義務を負う」(〔 〕は筆者による加筆) という。

ドイツでは、この Weber/Putz 判決の判例法理が 2017 年 4 月 28 日の法改正時に BGB 第 439 条第 3 項で明文化された。したがって、上記のタイルの事例に関して、2018 年 1 月 1 日以降のドイツでは、BGB (旧) 第 439 条第 3 項の規定に従い、瑕疵のあるタイルを引き渡したことにつき帰責性がない場合でも、売主は、タイルの撤去及び再度の敷詰めにかかる費用を負担しなければならない。

(3) 解釈上の問題

さて、上記のような瑕疵ある物を他の物に組み込んだことが明らかなきケースではこれ以上特別な問題は生じない。しかし、上記の典型例とは異なるケースで、さらに解釈上の問題が生じることがある。例えば、買主が購入物を他の物に組み込むための準備作業をしている時に当該購入物の瑕疵に気が付いて他の物への最終的な組込作業を中断した場合に、買主は組込み前の準備に際して支出した費用の賠償を売主に対して求めることができるかどうか問題となる(条文を素直に読む限り、最終的な「組込み」が行われていない以上は買主の費用賠償請求権を否定すべきとも考えられるが、そのような解釈が適切かどうか)。2017 年 4 月 28 日の BGB 改正時、学説では、「組み込む (einbauen)」という用語は具体的に何を意味するのか(とりわけこの用語を「取り付ける (anbringen)」という別の用語

と明確に区別することができるのか)、また、「組込み」及び「取付け」に該当しない事例——とりわけ目的物を「変更」した場合——に BGB (旧) 第 439 条第 3 項の規定を(類推)適用することができるのか、さらに、買主の費用賠償請求権が制限されるのはいかなる場合か(とりわけ瑕疵ある物を「加工」(BGB 第 950 条)して新たな動産が製造された場合に買主の費用賠償請求権は制限されるのか)等に関して活発な議論が行われ⁽¹¹⁾た。その一方で、立法者は、このような問題の解決を将来の判例の展開に委ねて⁽¹²⁾いた。

こうした状況の中で現れたのが、本稿で検討する 2023 年 6 月 21 日の BGH 判決⁽¹³⁾である。この判決において、BGH は、立法者から委ねられた解釈上の問題に正面から取り組み、BGB (旧) 第 439 条第 3 項にいう「組込み」の意義について詳しく判示している。本稿は、この BGH 判決を素材に、買主の追完費用賠償請求権をめぐる現在のドイツ法の状況を明らかにすることを試みる。

上述のとおり、わが国でも追完(「代替物の引渡し」)の内容をめぐってドイツ法と同様の解釈上の問題が生じる可能性がある。それゆえ、この問題についてドイツの最新の判例を紹介することは比較法の観点から一定の意義があると考えられる。

3 叙述の順序

以下では、まず、2023 年 6 月 21 日の BGH 判決の概要を紹介する(Ⅱ)。その後、同判決の検討を行ったうえで(Ⅲ)、その意義を明らかにすることとしたい(Ⅳ)。なお、本稿の末尾に、本稿で参照する BGB の条文(仮訳)を掲出しているので適宜参照されたい。

(11) 拙著・前掲注(10)291-297頁で整理した学説の議論も参照。

(12) BT-Drucks. 18/11437, S. 40を参照。

(13) 前掲注(8)を参照。

II ドイツ連邦通常裁判所 2023 年 6 月 21 日民事第 8 部判決

1 事案の概要

2018 年 7 月 27 日、X (事業者=原告・控訴人・上告人) は Y (事業者=被告・被控訴人・被上告人) に対し「ステンレス鋼管 (材料記号 316L のオーステナイト系ステンレス鋼製シームレス管。以下「本件鋼管」ともいう。) を総額 785,038.64 ユーロで注文した。同鋼管には、特に造船用の鋼管として使用できる旨の「海上適合証明書」が添付されていた。X は、委託者からの委託を受けてクルーズ客船 2 隻に LNG ガスを輸送するための配管システムを設置するためにこの鋼管を必要としていた。A (鋼管の製造者) から本件鋼管の引渡しを受けた後、X は、Y に対し、本件鋼管に欠陥の疑いがある旨を通知し、瑕疵のない鋼管を引き渡すように求めた (代替物の引渡しによる追完)。その後、Y は、X に新品の鋼管を引き渡した。

X は、本件鋼管の欠陥を発見する前に、この鋼管を使って配管システムをつくるためのプレ製造 (事前の製造) (以下「プレハブ化 (Vorfertigung)」という。) を行っていた。具体的には、X は、事後に船体に設置する配管スプールを製作するために、本件鋼管を溶接したり、組み立てたりする作業を行っていた。X は、配管スプールを船体に設置する前に材料 (本件鋼管) の瑕疵を発見したため、プレハブ化を中断し、配管スプールをいったん解体した。X は、瑕疵のない鋼管を受け取った後で、解体時に取り外した他の部品 (継手・ソケット) を再利用して、再度プレハブ化を行うことを予定していた。

本件訴訟において、X は、Y に対し、最初のプレハブ化の際に生じた配管スプールの解体費用ないし継手・ソケットの加工によって生じた費用の賠償を請求した。また、X は、最初のプレハブ化の段階に至るまで再度プレハブ化をしなければならないことから生じる費用の賠償を請求した。

2 原判決

原審（2022年4月7日ケルン上級地方裁判所判決⁽¹⁴⁾）は、1,372,516.82ユーロ及び利息の支払を求めるXの訴えを棄却した。

第1に、原審によれば、BGB第437条第3項及び第280条第1項に基づくXの損害賠償請求は認められないという。当該規定に基づく損害賠償が認められるためにはYに有責性（Verschulden）があることが必要となるところ、本件では、自ら製造したわけではない本件鋼管の瑕疵につきYに責めに帰すべき事由がないという。

第2に、原審は、BGB第439条第3項に基づくXの費用賠償請求権を否定した。この費用賠償請求権についてはYの責めに帰すべき事由の存在は要件とならないが、本件は、BGB第439条第3項の規定が適用される事例ではないという。すなわち、本件において、Xは、Yから購入した本件鋼管を「他の物に組み込んだり、他の物に取り付けたり」したわけではないという。原審によれば、「組み込み」は、売買の目的物が他の物の従属的な構成部分となるような形で物理的に結合される場合にのみ認められるという。これに対し、「取付け」とは、組み込みと同視しうるような形で瑕疵ある物が他の物と結合される場合をいう。特に、瑕疵ある物が他の物それ自体と一体化しておらず、他の物の外部に取り付けられているにすぎない場合が「取付け」に該当するという。

本件において、Xは、Yから購入した本件鋼管を他の物に物理的に結合させたわけではなく、当該鋼管が他の物の従属的な構成部分となったわけではないという。むしろ、Xは、配管スプールを製作するために鋼管を組み立てたり、溶接したりして、鋼管を相互に結合させたという。製作された配管スプールがクルーズ客船に設置されなかったことについては当事者間に争いがなく、したがって配管スプールを設置するために生じた費用が賠償の対象となるかどうかについては判断する必要がないという。

(14) OLG Köln, Urteil vom 07.04.2022 - 15 U 82/21.; 評釈として、Dorothee Krüger/Christine Grolig, OLG Köln: Aufwendungsersatz für Ausbau einer verbundenen Sache, NZG 2022, 1022.

BGB 第 439 条第 3 項の「組込み」の意義に関するドイツ連邦通常裁判所 (BGH) の判決

指令適合的解釈をしても、また、国内の立法者意思に鑑みても、本件のような配管スプールのプレハブ化のケースを BGB 第 439 条第 3 項第 1 文の規定の適用範囲に含むことはできないという。まず、立法者は、瑕疵ある物を買主が契約上前提とした使用方法に従って変更するすべての事例につき費用賠償請求権を認めることを意図していたわけではないとする。立法者は、瑕疵のある目的物について軽微な変更が加えられた場合のほか、「別の物」が「新たに製作」された場合にも BGB 第 439 条第 3 項第 1 文に基づく費用賠償請求を認めることを意図していなかったという。また、消費動産売買指令がそのような場合にまで費用賠償請求権を拡大することを要求しているとしても、本件のような事業者間での売買契約についてはいずれにせよ BGB 第 439 条第 3 項第 1 文の規定を適用することはできないという。たしかに連邦政府はこの規定には解釈の余地があり、この規定を補充し具体化することは判例に委ねられていること、また、この規定が消費動産売買指令の規定に由来することを考慮しなければならないことを指摘しているが、連邦政府はその一方で売買の目的物がその当初の物の性質上もはや存在しない場合には BGB 第 439 条第 3 項第 1 文の規定の適用には限界があるとも述べているという。

上述のとおり、原審によれば、瑕疵ある物が他の物と結合することによって新たな —— 別の —— 物が製作された場合にも BGB 第 439 条第 3 項第 1 文の規定を適用するように代替物の引渡しの義務の範囲を広範に拡張するようなことを立法者が前提としていたとは考えられないという。原審は、この判断には実質的な理由もあるという。すなわち、売買目的物を利用して新たな物を製作するという買主の決定は非常に重要であり、それに関連するリスクを買主に課することは合理的であるという。

原審は、以上の理由から、本件では、X の費用賠償請求権 (BGB 第 439 条第 3 項第 1 文) は認められないとした。原審は、X はクルーズ客船に設置する前に鋼管を加工し結合させることによって新たな物 —— 配管スプール —— を製作したのであり、この配管スプールのプレハブ化をもってこれをクルーズ客船に設置するための単なる準備とみなすことはで

きないという。また、こうした判断は、とりわけ、プレハブ化の工程で X が行った相当量の作業と、その作業範囲が購入代金をはるかに上回る訴額に反映されていることから正当化されるという。

3 上告許可

これに対し X が上告許可を申し立てたところ、原審は、BGB 第 439 条第 3 項の規定が「組込み」や「取付け」の事例だけでなく、その他の変更の場合にも適用されるかどうか、また、いかなる条件の下で適用されるかという問題は、不特定多数の事案で生じるため、法の統一的な発展と取扱いという観点から一般市民にとっての関心事であるともいえること、また、この問題について様々な見解があり、BGH の判例もないため、説明が求められるとしたうえで、X の上告を許可した。

4 判旨（上告認容・破棄差戻し）

BGH は、次のとおり判示し、X の上告を認容した。

「16 この〔原審の〕判断は、法的な精査に耐えうるものでない。

17 1. もっとも、原審は、購入した鋼管について主張された物の瑕疵に関して Y にはいずれにせよ責めに帰すべき事由がなく、BGB 第 278 条により製造者のいかなる過失も Y に帰責することはできないこと（さしあたり、Senatsurteile vom 2. April 2014 - VIII ZR 46/13, BGHZ 200, 337 Rn. 31 mwN; vom 24. Oktober 2018 - VIII ZR 66/17, BGHZ 220, 134 Rn. 97 を参照）を理由に BGB 第 437 条第 3 号、第 280 条第 1 項に基づく X の損害賠償請求権を否定しており、この点に法的な誤りはなく、また、これについて X も異議を唱えていない。

18 2. しかしながら、原審が示す理由に基づいて、BGB 第 439 条第 3 項第 1 文（民法導入法〔EGBGB〕第 229 条 §§ 39, 58 に従い 2018 年 1 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日まで適用される規定。以下「旧」規定と表記する。）に基づく X の無過失での費用賠償請求権を否定することはできない。

BGB 第 439 条第 3 項の「組込み」の意義に関するドイツ連邦通常裁判所 (BGH) の判決
この規定によれば、売主は、追完の枠組みで、買主が瑕疵ある物をその種類及びその使用目的に従って他の物に組み込み、又は他の物に取り付けた場合に、瑕疵ある物の取外し、及び、修補又は引き渡された瑕疵のない物の組込み又は取付けに要した費用を賠償する義務を負う。

19 上告審において前提となる X の事実関係に関する主張によれば、当初引き渡された本件鋼管には物の瑕疵があり、X は、—— 地裁が複雑な配管システムと表現した —— 配管スプールの製作過程における事前のプレハブ化工程においてクルーズ客船への設置が完了する前にすでに物の瑕疵を発見していた。

20 原審の見解に反して、本件においても BGB 旧第 439 条第 3 項第 1 文の意味における他の物への購入物の組込みの要件は満たされており、また、—— 当裁判所における口頭弁論で述べられた Y の見解に反して —— 配管スプールの製作したとしてもそれは BGB 旧第 439 条第 3 項に基づく X の費用賠償請求権を判断する上で重大な転換点となるものではない。なぜなら、プレハブ化の工程は、—— 本件鋼管の種類及び使用目的に従った —— クルーズ客船への設置の一部であったといえるからである (下記 a を参照)。これに関して、原審は、X がプレハブ化に際して新たな物を製作したということをもって X の費用賠償請求権を否定するとの誤った判断を行った (下記 b を参照)。

21 a) 法律の文言、法律の沿革及び立法理由、並びに、規定の立法目的に照らせば、—— X が正当に主張するように ——、クルーズ客船に設置する目的で X が配管スプールの形成するために本件鋼管をプレハブ化したことは、物の瑕疵が発見された時点では配管スプールはまだ船体に組み込まれていなかったものの、購入物を他の物に組み込むという要件を充足する。

22 したがって、—— 法務・消費者保護委員会の提案により (BT-Drucks. 18/11437, S. 40) 明確化するために民法に導入された —— 購入物を他の物に取り付けるという要件は少なくとも満たされるはずであるという X が追加的に主張する点は、重要な問題とならない。本件において、購入物の使用目的に従った変更が他の物への組込み又は他の物への取付け

の場合と同視され得る場合に BGB 旧第 439 条第 3 項第 1 文の文言を超えてこの規定の類推適用が必要となるかどうかを判断する必要もない（この点について、BeckOK-BGB/Faust, Stand: 1. Mai 2023, § 439 Rn. 114 ff.; BeckOGK-BGB/Höpfner, Stand: 1. April 2023, § 439 Rn 69 ff. 及び各文献に記載の参考文献を参照）。

23 aa) Y も同様に考える原審の見解に反して、クルーズ客船に設置する目的で購入した本件鋼管を —— その種類及びその使用目的に従って —— 配管スプールを形成するために結合させることは、配管スプールがまだ船体に組み込まれていない場合でも、購入物を他の物に組み込むという要件を充足する。このように判断することが法律の文言に合致する。

24 (1) 原審は、購入物の他の物への組込みは一般的な慣行によると —— 他のこれと同視しうる購入物の変更をどのように判断するのかという本件において判断を下すうえで重要でない問題は措くとして —— 少なくとも購入物と他の物が物理的に結合する場合に認められるとしており、これは出発点において正しかった（例えば、BeckOGK-BGB/Höpfner, Stand: 1. April 2023, § 439 Rn. 67; jurisPK-BGB/Pammler, Stand: 1. Februar 2023, § 439 Rn. 153; Dauner-Lieb, BauR 2018, 305, 309; Bleckat, VuR 2019, 254, 255 を参照）。原審は、スプールを形成するために繋ぎ合わされた本件鋼管は、その瑕疵が発見された時点ではまだ船体に組み込まれていなかったという事実を考慮し、『他の物への』組込みを否定した。つまり、接続部付きの本件鋼管を繋ぎ合わせただけでは本件鋼管が従属的な構成部品になったとはいえないため、『他の物への』組込みを否定するという以外の判断は正当化されないとした。

25 この見方は誤っている。原審は、購入物の他の物への組込みというメルクマールをあまりにも厳格に解している。

26 (a) 原審は、売買目的物が他の物の従属的な構成部分となることが重要となるということを —— 根拠なく —— 前提としている点において既に不当な方法でその視野を狭めている（同じくこのような制限を支持するものとして、Höpfner/Fallmann, NJW 2017, 3745; BeckOGK-BGB/

BGB 第 439 条第 3 項の「組み込み」の意義に関するドイツ連邦通常裁判所 (BGH) の判決 Höpfner, Stand: 1. April 2023, § 439 Rn. 66; もっとも、BeckOGK-BGB/Höpfner, aaO, § 439 Rn. 67 Fn. 375 ではこの考え方と距離を置いている。)。しかし、組み込まれた際に購入物が他の物の従属的な構成部分となる場合に BGB 旧第 439 条第 3 項第 1 文に基づく費用賠償請求権の適用を制限するような限定的理解が正当化されることは法律の文言から明らかとならない (Erman/Grunewald, BGB, 17. Aufl., § 439 Rn. 9 を参照。BGB 第 93 条に定める基準は売主の追完義務の文脈とは関係のない物権法上の問題を明確にするのに役立つことが指摘されている)。

27 (b) また、X が船体への最終的な設置の前段階にある加工段階で物の瑕疵を発見したからといって、(配管スプールを形成するために繋ぎ合わされた) 本件鋼管の『組立て』が否定されることもない。

28 (aa) 原審の基礎にある考え方によれば、購入物の他の物への組み込みは、(最終的な) 組み込み段階、本件で言えば船体への最終的な設置があった段階ではじめて認められる。しかし、この見方は、組み込みプロセスをその最終段階に限定することはできないことを看過したものである。物の組み込みは、複数の段階を経て行われることもある。主製作ないし最終製作に先立ち、部品が繋ぎ合わされ、最終的な設置のための準備が行われ、(購入物の種類及び使用目的に従った) さらなる処理ないし加工の段階を経ることがある。複数の段階における組み込み工程 (購入物の種類及び使用目的に従った処理段階又は加工段階を含む。) の全体をみるのが法律の文言とも整合する。

29 (bb) これによると、BGB 旧第 439 条第 3 項第 1 文の意味における当初引き渡された本件鋼管の組み込みは、本件においても肯定される。確かに、本件鋼管は、まだ — 最終の使用目的に従って — 船体に組み込まれたとはいえなかった。しかし、配管スプールを形成するために継手とソケットを本件鋼管に結合させる形でプレハブ化をすることは、主製作ないし最終製作の準備に役立つものであった。したがって、プレハブ化は、— いずれにせよ上告審において前提となる X の事実関係に関する主張によると — 本件鋼管の種類及び使用目的に従った組み込み工程の一部

であったといえる。

30 bb) 法律の文言に対するこの理解は、法律の沿革と立法理由のいずれにも合致する。

31 (1) BGB 旧第 439 条第 3 項第 1 文は、2017 年 4 月 28 日付の建築契約法の改正、売買法上の瑕疵責任の変更、民事訴訟における法的保護の強化並びに土地登記及び船舶登記手続における機械印に関する法律第 1 条第 7 号 (BGBl. I S. 969) により、2018 年 1 月 1 日より導入された。

32 (2) 連邦司法・消費者保護省の草案は、—— 原審が適切に指摘したとおり —— 当初はこの規定を売買目的物の組込みに限定するどころか、『買主が契約上前提とした使用に従って瑕疵ある物を変更した』すべての事例に及ぶことを規定していた (RefE, S. 6, 40 f.)。確かに、この考え方は、政府草案では —— この点では理由が示されることなく —— 採用されなかった。したがって、この規定は (まずは) 組込みの事例に限定されたのである (BT-Drucks. 18/8486, S. 9, 39)。これとの関連で連邦参議院が表明した懸念、すなわち買主が何らかの方法で他の物と結合させたすべての購入物にこの規定を適用するのが適切であると思われるとする懸念 (Stellungnahme des Bundesrates, BT-Drucks., aaO S. 83) に対し、連邦政府は、確かにその回答の中で、連邦参議院の指摘を検討することを説明した (BT-Drucks., aaO S. 95)。もっとも、その後の立法過程において、結局この規定の文言は変更されなかった。

33 しかし、このことから、プレハブ化 —— 本件において問題とされている工程 —— を BGB 旧第 439 条第 3 項第 1 文の規定の意味での組込みの一部とみなすことができないとすることはできない。というのも、連邦政府は、その回答の中で、『購入物の他の物への組込み』という法律の中で詳細に定義されていない概念には解釈の余地があり、また解釈を必要とするものであり、この法概念の補充と具体化は判例に委ねることができると明確に指摘しているからである (BT-Drucks., aaO)。さらに、連邦政府は、購入物の種類及び使用目的に従った他の物への当該目的物の組込み、及び、撤去は、例えば、ねじ込みとねじ抜き、リベット止めと穴あけ、溶

BGB 第 439 条第 3 項の「組込み」の意義に関するドイツ連邦通常裁判所 (BGH) の判決
接と取外し (切断) など、様々な方法で行われうることを明らかにした
(BT-Drucks., aaO)。

34 (3) このような背景からして、購入物の他の物への組込みの要件が単
一の方法に限定されたり、—— 原審が考えるように —— 購入物がその後
の (準備的な) 作業工程なしに他の物に直接組み込まれる場合のような単
一の事例に限定されるものでないことは明らかである。むしろ、この規定
の沿革からすると、—— 購入物の種類及び使用目的に従った —— 製作工
程を組立工程の一部とみなすのが適切である。

35 cc) この評価は、BGB 旧第 439 条第 3 項第 1 文の立法目的から要請
される。

36 (1) 立法者の主たる関心は、職人やその他の請負業者の負担を軽減す
ることにあつた。主として建設業を念頭に置いたものであつたが
(BT-Drucks. 18/8486, S. 1 を参照)、この法律の目的は建築職人に限定さ
れるものではなく、瑕疵ある (建築) 資材を購入したすべての工事請負業
者に拡大されるものである (BT-Drucks., aaO S. 2)。工事請負業者は、瑕
疵につき責めに帰すべき事由が存しないため BGB 第 437 条第 2 号、第
280 条に基づく損害賠償請求権を行使することができない場合でも、瑕疵
ある資材の売主に対してその撤去・組込み工事を理由に請求することがで
きるとされている (BT-Drucks., aaO S. 39 を参照)。

37 以前、EU 司法裁判所は、2011 年 6 月 16 日の判決 (EuGH, C-65/09
und C-87/09, Slg. 2011, I-5257 Rn. 59, 62 - Gebr. Weber und Putz)によつ
て —— 2022 年 1 月 1 日より前に適用された —— 消費動産売買及び関
連する保証の一定の側面に関する 1999 年 5 月 25 日の指令 1999/44/EC
(Verbrauchsgüterkaufrichtlinie, ABl. EG Nr. L 171, S. 12) 第 3 条第 2 項及
び第 3 項の規定を次のとおり解釈した。すなわち、動産の売主は、消費者
に対する追完の枠組みで、他の物に既に組み込まれた瑕疵ある物を撤去し、
かつ、代替物を組み込むか、又はそれらに要する費用を負担する義務を負
うという。

38 これに基づき、民事部は、『瑕疵のない物の引渡し』という追完方法

は瑕疵のある購入物の撤去及び輸送に加えて代替物として引き渡された物の組み込みも含むという趣旨で BGB 第 439 条第 1 項第二選択肢の規定を指令適合的に解釈すべきと判示したのである (Urteile vom 21. Dezember 2011 – VIII ZR 70/08, BGHZ 192, 148 Rn. 25 ff.; vom 17. Oktober 2012 – VIII ZR 226/11, BGHZ 195, 135 Rn. 16)。ただし、前記規定のこのような指令適合的解釈は、消費動産売買 (BGB 旧第 474 条) に限定され、消費動産売買以外の売買契約、すなわち事業者間又は消費者間の売買契約には適用されなかった (Senatsurteile vom 17. Oktober 2012 – VIII ZR 226/11, aaO Rn. 17 ff.; vom 2. April 2014 – VIII ZR 46/13, BGHZ 200, 337 Rn. 27; Senatsbeschlüsse vom 16. April 2013 – VIII ZR 375/11 und VIII ZR 67/12, jeweils juris Rn. 3)。

39 これは、つまり、瑕疵ある材料を購入し、その瑕疵を知らずに第三者のところへ組み込んだ請負業者にとっては、当該事業者が請負契約に基づき瑕疵ある材料を撤去し、瑕疵のない材料を組み込む義務を負うということの意味するものであった。これに対して、その当時適用される法によれば、請負業者は、売主に対して、新しい材料の引渡しを請求することができるだけであり、撤去及び組み込みの費用は——売主に有責な義務違反がある場合を除き——みずから負担しなければならなかった (BT-Drucks. 18/8486, S. 1 f., 39 を参照)。立法者は、このことに鑑み、特に請負業者の法的地位を改善させることに関心を寄せていた。というのも、追完請求権に関する前述の制限的な取扱いは、とりわけ請負業者に不利益を課するものであったからである (BT-Drucks., aaO S. 2 を参照)。

40 (2) 購入物がその種類及び使用目的に従って他の物に組み込まれることが予定されているが、最終的な製作が完了する前のプレハブ化の工程で瑕疵が明らかになる場合に、BGB 旧第 439 条第 3 項第 1 文に従い、瑕疵ある材料の売主に対する費用賠償請求権を否定することは、請負業者の負担の軽減という目的と合致しないだろう。そうでなければ、——X が正当に指摘するように——費用賠償請求権の発生が、購入物の種類及び使用目的に従ったそのような工程の過程で物の瑕疵がいつ明らかになるかと

BGB 第 439 条第 3 項の「組込み」の意義に関するドイツ連邦通常裁判所 (BGH) の判決
いう偶然の事情に左右されることが多くなるからである。価値判断の観点
からみて、これは自明なことではない。これに対する Y の反論は失当で
ある。Y によれば、組込みが直接船体に行われた場合でさえ、瑕疵ある
鋼管を備えた配管スプールを切り離し、瑕疵のない鋼管を備えた新たな配
管スプールを船体に設置するための費用のみが BGB 旧第 439 条第 3 項第
1 文に従って賠償されるべきものとなるという。この規範をそのように理
解したのでは立法者が意図した請負事業者の負担軽減が必要な範囲で図ら
れなくなることをこの見方は顧慮していない。

41 (3) プレハブ化された配管スプールがまだ船体に組み込まれていな
かったため、X が顧客に対して瑕疵ある鋼管を船体から撤去する義務を
負っていなかったという事情も上記と異なる判断を正当化するものではな
い。重要なのは、当初引き渡された鋼管の瑕疵によって X に追加費用が
生じたということである。立法者は、『供給業者や製造業者の責めに帰す
べき製品の瑕疵の結果生ずる費用を職人やその他の請負業者が負担する必
要はない』というようにしたかったのである (例えば、BT-Drucks.
18/8486, S. 25)。しかし、本件で明らかのように、製品の瑕疵により生ず
る費用は組込みの工程がまだ完了していない時点で発生することがあるの
である (この点、いわゆる『責任の罫』 [BT-Drucks., aaO S. 93] に関連
して、立法資料で『通常』という表現が選択されていることも参照せよ
[BT-Drucks., aaO S. 39])。

42 立法者は、拡大された売買法上の瑕疵責任を調整するために、売買法
上の追完義務を履行する際に Y に発生する費用を Y が可能な限りサプ
ライチェーンにおける求償規定によって瑕疵を生じさせた当事者に転嫁する
ことを認めることによって、本件の Y のような最終売主や仲介業者の利
益を考慮したのである (BT-Drucks. 18/8486, S. 41 を参照)。

43 dd) 最後に、前述の解釈基準に加え、EU 法の要件も考慮しなければ
ならない。他の物への組込みという要件の解釈に関して、立法資料は、特
に、BGB 旧第 439 条第 3 項第 1 文の規定が消費動産売買指令 (指令
1999/44/EG) に由来することを強調している (BT-Drucks. 18/8486, S.

95 f.)。

44 (1) 確かに、本件のような事業者間での売買契約の事例は、消費動産売買指令の適用範囲に含まれない。しかし、指令適合的な解釈は、指令が過剰に国内法化された場合には、指令の適用範囲を超えて国内法にとっても重要な意味を持ちうる。このように指令が過剰に国内法化された場合に、指令の拘束力を受けない法律を指令適合的に解釈する義務は共同体法からは生じない。しかし、この指定適合的解釈の義務が国内法、すなわち国内立法者のそれに相当する意思から生じることがある (BGH, Urteile vom 17. Oktober 2012 - VIII ZR 226/11, BGHZ 195, 135 Rn. 20; vom 7. Mai 2014 - IV ZR 76/11, BGHZ 201, 101 Rn. 29; vom 5. Oktober 2016 - VIII ZR 222/15, BGHZ 212, 140 Rn. 32 ff.; Beschluss vom 16. Februar 2021 - II ZB 25/17, ZIP 2021, 566 Rn. 13 を参照)。

45 (a) 本件では指令の過剰な国内法化が認められる。というのも、立法者は、売買法上の追完の枠組みでの瑕疵ある物の取外し、修補され又は引き渡された瑕疵のない物の組込み又は取付けに関する共同体法の要件を消費動産売買に関する特別規定 (BGB 第 474 条以下) ではなく、すべての売買契約に適用される BGB 第 433 条以下の規定に挿入したからである (Senatsurteil vom 17. Oktober 2012 - VIII ZR 226/11, aaO Rn. 21 を参照)。

46 (b) 瑕疵ある購入物の撤去及び瑕疵のない物の組込み又は取付けに要する買主の費用に関して事業者間での売買契約にも追完義務を拡大することは、立法者意思にも合致する (この基準について、Senatsurteil vom 17. Oktober 2012 - VIII ZR 226/11, aaO Rn. 22 ff. を参照)。というのは、—— 上述したとおり —— 立法者は、特に、瑕疵ある材料を購入した請負業者の負担を免れさせることに関心をもっていたからである。それに応じて、立法資料には、BGB 第 439 条に新たに挿入される買主の必要費の賠償請求権は『B2C 取引のみならず、すべての売買契約に適用される。したがって B2B 取引にも適用される』べきであると記載されている (BT-Drucks. 18/8486, S. 27)。

47 (2) このように考慮されるべき EU 法の要件に従い、瑕疵ある物の撤

BGB 第 439 条第 3 項の「組込み」の意義に関するドイツ連邦通常裁判所 (BGH) の判決
去、及び、修補され又は引き渡された瑕疵のない物の組込み又は取付けに
要した費用に関する費用賠償請求権は、クルーズ客船の船体における最終
組立の前段階である本件鋼管のプレハブ化にまで拡大する必要がある。

48 消費動産売買指令第 3 条第 3 項第 3 文によれば、修補又は代替物の
引渡しは消費者に著しい不便をかけることなく行われなければならない。
この点に関して、司法裁判所は、売主が契約不適合な消費動産を撤去せ
ず、また、代替として引き渡した消費動産を組み込まないことは消費者
にとって著しい不便となることに疑いはなく、特に、代替として引き渡さ
れた消費動産を通常の目的に従って使用するためには当該消費動産が
まずは組み込まれなければならず、これには契約不適合な消費動産を事
前に撤去することが必要になると述べている (EuGH, C-65/09 und C-
87/09, Slg. 2011, I-5257 Rn. 53 - Gebr. Weber und Putz)。立法資料が特に
強調しているこの観点 (BT-Drucks. 18/8486, S. 95 f.)、事業者間の売買
契約にも転用することが可能である (Hübner, ZfPW 2018, 227, 237 f.)。連
邦政府が追完請求権について『比較的』狭い理解を示している点は、これ
は明らかに、前述 (2 a bb (2)) の連邦参議院の広範な提案と区別するた
めになされたものである (例えば、BT-Drucks. 18/8486, S. 95 f.)。

49 b) Y の見解と異なり、原審は、X がその購入した本件鋼管を配管ス
プール形成のために結合させることによって新たな物を製作したため、費
用賠償請求権は最終的に行使することができないことを前提とした ——
BGB 第 950 条の意味での加工概念に依拠しているとみられる ——。しか
し、この点には法的な誤りがある (BGB 第 950 条の枠組みで発展した諸
原則の考慮については、原審が引用したコンメンタールである BeckOK
BGB/Faust, Stand: 1. Mai 2023, § 439 Rn. 117 も参照)。

50 aa) 立法資料によれば、BGB 旧第 439 条第 3 項第 1 文の規定は、購
入物がもはやその本来の形では存在しない場合にはじめて限界づけされる
という。例えば、液体や化学薬品が混合・混和し、又は鉄鋼が加工される
などして分離不可能になった事例が挙げられている (この点につき、
BT-Drucks. 18/8486, S. 96)。原審の事実認定によれば、本件はこのよう

な事例に該当しない。他の物と分離不可能な形で本件鋼管が結合されていたわけではない——Yも、結局のところ、本件鋼管はかなりの労力をかけることで分離できるという当裁判所の口頭弁論で示されたような主張に異議を唱えていない——。原審が認定した事実によれば、分解は不可能ではなかったのである（BGB 第 275 条第 1 項）。

51 bb) しかしながら、原審は、それにもかかわらず、X は配管スプールを形成するために本件鋼管をプレハブ化する際に新たな物を製造したがゆえに費用賠償請求権を行使できないと判断した。

52 (1) この判断は適切でない。

53 (a) 上告審で前提となる X の事実関係に関する主張によれば、配管スプールを形成するためのプレハブ化は、購入した本件鋼管の種類及び使用目的に従ったものであった。原審はこれと異なる事実を認定していない。したがって、配管スプールは『明らかにクルーズ客船の特定のニーズに合わせて』設計されたものであり、本件鋼管の使用可能性が『プレハブ化によって明らかに制限』されたという理由で X の費用賠償請求権が否定されることはない。というのは、まさにプレハブ化は、購入した本件鋼管の使用目的に従ったものであったからである。また、原審の見解とは異なり、本件鋼管の本質的な経済的機能は、プレハブ化によって変化しなかった。購入した鋼管も、配管スプールのために結合された鋼管も、物質（本件では LNG ガス）の輸送を目的としていた。

54 (b) 原審の見解と異なり、売買代金を超える本件鋼管のプレハブ化と解体に伴う費用について、その費用賠償請求権をいとも簡単に否定するのは相当でない。立法者は、瑕疵ある購入物を撤去し、新たな物を組み込むための費用が非常に高額になる可能性があるため（BT-Drucks., aaO S. 39）、買主の請求権がかなりの範囲に及ぶ可能性があること（BT-Drucks. 18/8486, S. 41）を認識していた。しかし、まさにそれゆえに、立法者は（買主たる地位における）請負業者の負担を免れさせることに関心を有していたのである。

55 費用賠償請求権が購入物の種類及び使用目的に従った組込みという制

BGB 第 439 条第 3 項の「組込み」の意義に関するドイツ連邦通常裁判所 (BGH) の判決限的な基準によって限定されることは別に、買主は必要な費用の賠償のみを請求できることとされている。これによって、売主は、—— Y 側が懸念する —— 過剰な請求から保護される。さらに、売主 —— 本件では Y —— は、過大な費用をかけなければ追完をすることができない場合には、これを拒絶することができる (BGB 第 439 条第 4 項)。しかし、原審は、この点について何ら事実認定をしていない。

56 (2) この点を措くとしても、—— BGB 第 950 条の規定に基づく —— 新たな物の製造という基準も、BGB 旧第 439 条第 3 項第 1 文に基づく買主の費用賠償請求権を否定する根拠とはならない。購入物の組込みがその種類及び使用目的に従って行われた場合において、組込みの修正が可能であるときに、作業又は加工の工程で購入物に個々に変更を加えるとなぜ費用賠償請求権が排除されることとなるのかが明確でない。立法資料によれば、費用賠償請求権は、『購入物がもはや当初の物の性質としては存在しない場合』に (はじめて) 制限されるべきであるとされている (BT-Drucks. 18/8486, S. 96)。

57 これに対して本件で原審が主張するような請求権の行使を制限する見方は、(BGB 第 950 条の意味における) 加工の閾値を下回る変更のみが売主のリスク領域に入ることになるのに対して、その変更がこの閾値を超える場合には変更を実施した買主の判断が非常に重要であるとされ、買主が自身でこのリスクをとるべきであるということになる。この見方は、立法段階において知られていた考え方である (Faust, Wer trägt die Kosten mangelhafter Baumaterialien? - Umfang der Mängelhaftung und Regress, Tagungsband des Bundesministeriums der Justiz und für Verbraucherschutz, 2015, S. 33, 38 を参照)。しかし、この見方は、法律にも立法資料にも反映されなかった。

58 以上より、原判決は是認できないため、破棄されなければならない (民事訴訟法第 562 条第 1 項)。本件は判決を下す準備が整っていないため、必要な事実認定を行うことができるように再度の審理及び判決を求めて原審に差し戻すこととする (民事訴訟法第 563 条第 1 項第 1 文)。

Ⅲ 検 討

1 争点

本件の主たる争点は、売買契約における売主（Y）が買主（X）に目的物（「鋼管」）を引き渡した後に X がこの鋼管を使用してクルーズ客船に設置するための配管スプールを製作したところ、その作業工程において X が目的物の瑕疵を発見した場合に、X が Y に対し配管スプールを解体し、かつ、改めて瑕疵のない鋼管で配管スプールを製作するために要する費用の賠償を求めることができるかどうかである。BGB（旧）第 439 条第 3 項第 1 文にいう「組込み」の意義が問題となる。

2 原判決及び BGH 判決の相違

原審は、まず、瑕疵ある物を引き渡したことについて Y に責めに帰すべき事由がないことを理由に、BGB 第 437 条第 3 項及び第 280 条第 1 項に基づく X の損害賠償請求を否定した。また、原審は、BGB 第 439 条第 3 項第 1 文に基づく無過失での買主の費用賠償請求権に関しても、製作された配管スプールが最終的にクルーズ客船に設置されなかったことから、本件では瑕疵ある物の「組込み」や「取付け」が認められず、X による費用賠償請求はできないとした。さらに、原審は、瑕疵ある物について軽微な変更が加えられた場合や別の物が「新たに製作」された場合にも BGB 第 439 条第 3 項第 1 文の適用はないとした。原審によれば、仮に消費動産売買指令（99/44/EC）がそのような事例（目的物の「軽微な変更」や「新たな製作」）にまで費用賠償請求権を拡大することを要求しているとしても、本件のような事業者間売買（B2B 取引）の場合にはいずれにせよ BGB 第 439 条第 3 項第 1 文の規定は適用されないという。

これに対し、BGH は、配管スプールを製作してもこれが BGB 第 439 条第 3 項に基づく X の費用賠償請求権の判断にとって重大な転換点（Zäsur）となるものではないと判断した。その理由は、プレハブ化の工

BGB 第 439 条第 3 項の「組込み」の意義に関するドイツ連邦通常裁判所 (BGH) の判決程は —— 鋼管の種類及び使用目的に従った —— クルーズ客船への設置の一部とみなされるからである。本件鋼管に瑕疵がなければ、通常、① Y による (瑕疵ある) 購入物 (「鋼管」) の引渡し→② X による「鋼管」を用いた「配管スプール」の製作 (プレハブ化)→③ X による配管スピールの船体への設置という一連の作業が行われる予定であった。しかし、本件鋼管には瑕疵があり、X はこれを②の段階で発見した。したがって、本件では、配管スプールが最終的に船体に設置されることはなく、したがって「他の物への組込み」を要件とする BGB 第 439 条第 3 項第 1 文は適用されないとも考えられる。しかし、BGH は、②の工程は最終的な③の配管スピールの設置の一部と評価されるので、配管スプールを形成するために組み立てられた鋼管について BGB 第 439 条第 3 項第 1 文にいう「他の物への組込み」が否定されることはないとした。

3 BGH 判決の分析

本判決は、上記の結論を導くにあたり、まず、買主の費用賠償請求権の根拠及びその範囲について詳細な理由を述べる (下記 3(1)で検討)。また、本判決は、買主の費用賠償請求権の限界事例についても詳しく判示する (下記 3(2)で検討)。

(1) BGH の解釈基準

BGH は、本件の買主 (事業者) が費用賠償請求権を行使できる根拠及びその範囲について、主に「法律の文言」⁽¹⁵⁾、「法律の沿革及び立法目的」⁽¹⁶⁾並びに「EU 法の要件」⁽¹⁷⁾ という 3 つの観点から検討する。

① 法律の文言

BGH によると、物の組込みは、複数の段階を経て行われることがある。

(15) BGH, (Fn. 8), Rn. 23 ff.を参照。

(16) BGH, (Fn. 8), Rn. 30 ff.を参照。

(17) BGH, (Fn. 8), Rn. 43 ff.を参照。

主製作ないし最終製作に先立ち、部品が結合され、最終組立のための準備が行われ、(購入物の種類及び使用目的に従った)さらなる処理ないし加工の段階を経ることがある。購入物の種類及び使用目的に従った処理段階又は加工段階を含む、複数段階の組込み工程を全体的に捉えることが法律の文言とも整合する⁽¹⁸⁾という。

②立法の沿革及び立法理由

BGHは、上記の法律の文言に照らした理解は、「立法の沿革と立法理由のいずれにも合致する」という。

まず、立法の沿革に関して、BGHによれば、連邦司法・消費者保護省の草案では「当初は、この規定を売買目的物の組込みに限定するどころか、『買主が契約上前提とした使用に従って瑕疵ある物を変更した』すべての事例に及ぶことを想定していた」が、「その後の立法過程において、結局この規定の文言は変更されなかった」ことが確認される⁽¹⁹⁾。「しかし、このことから、プレハブ化——本件において問題とされている工程——は、BGB旧第439条第3項第1文の規定の意味での組込みの一部とみなすことができないとすることはできない」という。というのも、「連邦政府は、その回答の中で、『購入物の他の物への組込み』という法律の中で詳細に定義されていない概念には解釈の余地があり、また解釈を必要とするものであり、この法概念の補充と具体化は判例に委ねることができると明確に指摘しているからである」という⁽²⁰⁾。こうした背景からすると、「購入物の他の物への組込みの要件が単一の方法に限定されたり、——原審が考えるように——購入物がその後の(準備的な)作業工程なしに他の物に直接組み込まれる場合のような単一の事例に限定されるものでないことは明らかである。むしろ、この規定の沿革からすると、——購入物の種類及び使用目的に従った——製作工程を組立工程の一部とみなすのが適切で

(18) BGH, (Fn. 8), Rn. 28を参照。

(19) BGH, (Fn. 8), Rn. 32を参照。

(20) BGH, (Fn. 8), Rn. 33を参照。

BGB 第 439 条第 3 項の「組込み」の意義に関するドイツ連邦通常裁判所 (BGH) の判決
ある⁽²¹⁾ という。

さらに、BGH は、立法目的ないし立法者意思を挙げて理由付けをする。
すなわち、「立法者の主たる関心は、職人やその他の請負業者の負担を軽減
することにあった。主として建設業を念頭に置いたものであったが……、
この法律の目的は、建築職人に限定されるものではなく、瑕疵ある（建
築）資材を購入したすべての工事請負業者に拡大されるものである……。
工事請負業者は、瑕疵につき〔売主に——筆者注〕責めに帰すべき事由
が存しないため BGB 第 437 条第 2 号、第 280 条に基づく損害賠償請求権
を行使することができない場合でも、瑕疵ある資材の売主に対して、その
撤去・組込み工事を理由に請求することができるべきである」という⁽²²⁾。そ
して、この立法目的からすれば、「製品の瑕疵により生ずる費用は組込み
の工程がまだ完了していない時点で発生することがある」という⁽²³⁾。

③ EU 法の要件 —— B2B 取引への適用 ——

最後に、BGH は、上記 2 つの解釈基準に加え、「EU 法の要件」も考慮
しなければならないとする⁽²⁴⁾。本件は、事業者間売買 (B2B 取引) の事案
であり、消費動産売買 (B2C 取引) が問題となる事案ではない。しか
し、BGH によると、「指令適合的な解釈は、指令が過剰に国内法化された
場合には、指令の適用範囲を超えて国内法にとっても重要な意味を持ちう
る」という⁽²⁵⁾。そして、B2B 取引における指令適合的解釈の根拠は、共同
体法から直接導かれるのではなく、「国内法 (国内の立法者意思)」から導
かれるという⁽²⁷⁾。

本件で問題となる「買主の費用賠償請求権」に関する BGB 第 439 条第

(21) BGH, (Fn. 8), Rn. 34 を参照。

(22) BGH, (Fn. 8), Rn. 36 を参照。

(23) BGH, (Fn. 8), Rn. 41 を参照。

(24) BGH, (Fn. 8), Rn. 43-48 を参照。

(25) BGH, (Fn. 8), Rn. 44 を参照。

(26) BT-Drucks. 18/8486, S. 27 を参照。

(27) BGH, (Fn. 8), Rn. 44 を参照。

3項の規定は売買一般に適用されるため、立法者による過剰な国内法化が行われた規定の1つとみることができる。ここから、消費者保護を目的とした指令の規定の趣旨をB2B取引にも適用する明確な立法者意思を読み取ることができ、BGB第439条第3項に基づく費用賠償請求権に関して消費者と同様の保護が事業者（買主）にも与えられることとなる。したがって、BGHによれば、B2B取引に該当する本件においても、「EU法の規定に従い、瑕疵ある物の撤去、及び、修理され又は引き渡された瑕疵のない物の組み込み又は取付けに要した費用に関する費用賠償請求権は、クルーズ客船の船体における最終組立の前段階である鋼管のプレハブ化にまで拡大する必要がある⁽²⁹⁾」こととなる。従来、B2B取引における指令適合的解釈について判例・学説の議論があった⁽³⁰⁾。しかし、2018年1月1日施行の売買法のもとでは、BGB第439条第3項の規定はB2B取引にも及ぶことが規定上明らかとなった⁽³¹⁾。こうした背景のなかで、本判決が「国内の立法者意思」を根拠にBGB第439条第3項の規定がB2B取引にも及ぶことを示したことは理論的にも実務的にも重要な意義を有する。

(2) 費用賠償請求権（BGB〔旧〕第439条第3項第1文）の射程

①「加工」（BGB第950条）

BGHによると、上述のとおり、事業者であるX（買主）は、Y（売主）

(28) BGH, (Fn. 8), Rn. 46を参照。

(29) BGH, (Fn. 8), Rn. 47を参照。

(30) 従来判例は、Weber/Putz判決の射程をB2B取引に及ぼすことを明確に否定していた（BGH, Urteil vom 17. Oktober 2012 - VIII ZR 226/11=NJW 2013, 220.）。この点、本判決の欄外番号（Rn. 38）も参照。また、学説の議論も含めて、拙著・前掲注(10)169-171頁；Carlotta Jung-Arras, Inhalt und System des kaufrechtlichen Nacherfüllungsanspruchs, (2022), S. 65-67なども参照。

(31) 立法資料にも、BGB第439条の費用賠償請求権は、「B2C取引のみならず、すべての売買契約に適用される、したがってB2B取引にも適用される」と記載されている（BT-Drucks. 18/8486, S. 27）。また、Leonhard Hübner, § 439 Abs. 3 BGB als „Nacherfüllungshilfsanspruch“, ZfPW 2018, 227, 237 f.; 拙著・前掲注(10)171頁（「この規定〔BGB第439条第1項〕は消費物動産売買の箇所（BGB474条以下）ではなく、売買総則の箇所に置かれている。したがって2018年新売買法の下では欧州司法裁判所の判例法理があらゆる売買契約に及ぶことが規定上明らかである。」）も参照。

BGB 第 439 条第 3 項の「組込み」の意義に関するドイツ連邦通常裁判所 (BGH) の判決に対して、瑕疵のない鋼管の引渡しに加え、瑕疵ある鋼管を使用して組み立てられた配管スプールを解体し、かつ、再度組み立てるために必要な費用の賠償を請求することができる。

一方で、買主の費用賠償請求権はいかなる場合に制限を受けるのが問題となる。本件において BGH は費用賠償請求権の限界事例についても詳しく判示している。原判決と異なり、BGH によれば、瑕疵ある購入物で「新たな物」を製作した——「加工」(BGB 第 950 条)——だけで買主の費用賠償請求権が失われることはない。⁽³²⁾

②当初の物としての性質が失われた場合

一方で、BGH によれば、買主の費用賠償請求権は、「購入物がもはや当初の物の性質では存在しない場合」⁽³³⁾には制限される。例えば、液体や化学薬品が混合ないし混和し、又は鉄鋼が加工されるなどして分離不可能となったケースがこれにあたるという。⁽³⁴⁾

③「目的物の変更」の事例

本判決は「後に他の物への組込みを予定していた目的物の準備段階でのプレ製造 (プレハブ化)」が他の物への「組込み」に含まれることを明らかにしたが、本判決の射程はこれまで学説で議論されてきた「目的物の変更」の事例については及ばない。⁽³⁵⁾したがって、購入物の仕上げや購入した毛糸で編み物をするといった購入物に「変更」が加えられる事例について買主が BGB (旧) 第 439 条第 3 項 (類推) に基づいて目的物の変更によ

(32) 学説には「加工」(BGB 第 950 条) がされた場合を基準として買主の費用賠償請求権の限界を設定する見解もあるが (Florian Faust, in: BMJV, Wer trägt die Kosten mangelhafter Baumaterialien?, (2015), S. 33 ff., 38; ders., in: BeckOK-BGB, § 439 Rn. 107.; また、Jung-Arras, (Fn. 30), S. 168-169 も参照)、本判決はこれと異なる考え方を示している。

(33) BGH, (Fn. 8), Rn. 56; 立法理由として、BT-Drucks. 18/8486, S. 96 も参照。また、Faust, in: BeckOK-BGB, 68. Edition (2023) § 439 Rn. 117 も参照。

(34) BGH, (Fn. 8), Rn. 50 を参照。

(35) BGH, (Fn. 8), Rn. 22; Beate Gsell, EWIR 2023, 591, 592 も参照。

した費用の賠償を請求することができるかどうかは、今後の判例・学説の議論に委ねられる。⁽³⁶⁾

④ 過大な費用を理由とする売主の追完拒絶（BGB 第 439 条第 4 項）の可否

本判決に従い、買主が売主に対し費用賠償を請求することができるとしても、BGB 第 439 条第 4 項の規定により、売主は、買主が選択した追完に過分の費用がかかるときは、追完を拒絶することができる。これにより、売主は、過大な追完費用を負担する責任を免れる。問題は、いかなる場合に売主が追完拒絶権を行使することができるか——「過分性」の判断基準——である。本件では、費用賠償の額が高額となる可能性がある。⁽³⁷⁾ それゆえ、本件は BGB 第 439 条第 4 項の適用が問題となりうる事案である。

(36) この問題について、Erman/Grünwald, BGB, 17. Aufl., (2023) § 439 Rn. 9などを参照。

Michael Nietsch/Daniel Osmanovi, Die kaufrechtliche Sachmängelhaftung nach dem Gesetz zur Änderung des Bauvertragsrechts, NJW 2018, 1, 2が BGB 第 439 条第 3 項の適用に否定的であるのに対し（「購入物の仕上げ工程は、原則として BGB 第 439 条第 3 項の対象とはならず、損害賠償としてのみ請求することができる。」）、Barbara Dauner-Lieb, Die kaufvertragliche Nacherfüllung in der Leistungskette – § 439 Abs. 3 BGB n. F., BauR 2018, 305, 309 は同条の適用を肯定する（「新规定〔BGB 第 439 条第 3 項〕を瑕疵のある購入品の考えうるすべての範囲の使用、加工、変更に拡大するのが一貫する。」）。また、Dirk Looschelders, Neuregelungen im Kaufrecht durch das Gesetz zur Reform des Bauvertragsrechts und zur Änderung der kaufrechtlichen Mängelhaftung, JA 2018, 81 も同旨。Clemens Höpfner/Manuel Fallmann, Die Reform des kaufrechtlichen Gewährleistungsrechts 2018, NJW 2017, 3745, 3746 も同様に、購入物の変更についても、それが購入物に対する修正可能な変更である限り、消費動産売買においては指令適合的解釈の観点から BGB 新第 439 条第 3 項の適用があるという。また、立法者が意図する統一的な取扱いの観点から、EU 法の要件は指令指向の解釈により消費動産売買以外でも考慮されなければならないとする。BGB 第 439 条第 3 項第 1 文を類推適用する見解として、Marian Thon, Aus- und Wiedereinbaukosten im Rahmen der Nacherfüllung, JuS 2017, 1150, 1153; Constantin Jungclaus, Die Nacherfüllung aus Verkäufersicht, (2022), S. 205; Jung-Arras, (Fn. 30), S. 155–172, 386; Faust, in: BeckOK-BGB, 68. Edition (2023) § 439 Rn. 114 なども参照。

(37) 原審の事実認定によれば、本件鋼管の購入代金は約 785,038 ユーロであるのに対し、原告は約 1,372,516 ユーロの費用賠償を請求している。原告の費用賠償請求を棄却した原審は費用賠償請求の額について判断を行っていないが、原告の請求が全部認容されたと仮定した場合、費用賠償の額が購入代金の約 1.75 倍に達することとなる。

BGB 第 439 条第 3 項の「組込み」の意義に関するドイツ連邦通常裁判所 (BGH) の判決もつとも、本判決ではこの点に関して最終的な判断が示されていない。これは原審において買主が賠償請求できる「必要な費用」⁽³⁸⁾ についての事実認定が行われていなかったからである。差戻し審では、「必要な費用」に関する事実認定が行われた上で、さらに必要に応じて売主が BGB 第 439 条第 4 項に基づいて追完拒絶権を行使することができるか否かについての判断も行われることとなる。

(3) 現行 BGB 第 439 条第 3 項との関係

本件は、2018 年 12 月 31 日まで適用された BGB (旧) 第 439 条第 3 項の規定の解釈が問題となった事案であるが、本判決の考え方が BGB (現) 第 439 条第 3 項 —— 2022 年 1 月 1 日以降に適用される規定 —— にも妥当するのかが問題となる。これについても本判決は特に判示するところがない (より正確に言えば、本件では BGB 旧規定の適用が問題となる事案であるため BGH は現行規定に言及する必要がなかった)。しかし、BGB (旧) 第 439 条第 3 項の規定の趣旨が 2021 年の法改正によって変更されたものではないことからすれば、本判決の趣旨は BGB (現) 第 439 条第 3 項の規定の下でも妥当するものと解される。

IV おわりに

本判決は、BGB (旧) 第 439 条第 3 項第 1 文に基づく買主の費用賠償請求権に関して BGH が初の判断を示したものとして注目される。本稿の最後に、本稿の分析から確認された本判決の意義及びその射程について整理することとしたい。

第 1 に、本判決によれば、「買主が瑕疵ある物をその種類及び使用目的に従って他の物に組み込んだとき」(BGB (旧) 第 439 条第 3 項) の文言には、—— その目的物の種類及び使用目的に従った使用といえる限り

(38) BGH, (Fn. 8), Rn. 55 を参照。

—— 最終的な組込みを目的とした「準備段階での目的物の製作（プレハブ化）」も含まれる。

第2に、本判決によれば、瑕疵ある購入物で買主が「新たな物」を製作（「加工」）したとしても買主の費用賠償請求権は制限されないが、購入物が「当初の物の性質では存在しなくなった」場合には当該権利は制限される。

第3に、本判決の射程は、従来学説で議論されてきた「目的物の変更」の事例については及ばない。この問題の解決は今後の議論に委ねられる。

第4に、本判決によれば、BGB 第439条第3項の規定は「事業者間取引」（B2B取引）にも適用される。その根拠は、「国内の立法者意思」に見出される。

最後に、本件はBGB（旧）第439条第3項が適用される事案であったが、本判決の考え方はBGB（現）第439条第3項のもとも妥当すると解される。

BGB（旧）第439条第3項の「組込み」の意義を明らかにした本判決の考え方は、今後の裁判実務にとって重要な意義を有する。加えて、従来不明確であったいくつかの解釈上の問題についてBGHの見解が示されたことも理論的に大きな意味をもつ。本判決を契機として、今後、BGB（現）第439条第3項の規定に関する学説上の議論がさらに深まることが期待される。

なお、本稿では日本法との比較について十分な検討を行うことができなかった。本稿で取り上げたBGH判決は、わが国における追完制度に関わる問題——追完請求権の法的性質や追完の内容・範囲——を検討する上でも有益な示唆を与えるものと思われる。日本法の検討を含む本判決のより詳細な分析については、今後の課題としたい。

【参照条文】

【BGB 第 93 条】(物の本質的構成部分)

一方を毀損することなく、又はその性質を変更することなく、互いに分離することができない物の構成部分(本質的構成部分)は、特別な権利の対象とならない。

【BGB 第 433 条】(売買契約における典型的な契約上の義務)

- (1) 物の売主は、売買契約によって、買主に物を移転し、物の所有権を取得させる義務を負う。売主は、買主に対し、物及び権利の瑕疵のない物を提供しなければならない。
- (2) (略)

【BGB 第 437 条】(瑕疵がある場合の買主の権利)

物に瑕疵がある場合において、別段の定めがないときは、買主は、次の各号に定める規定の要件のもとで権利を行使することができる。

1. 第 439 条に基づく追完請求権
2. (略)
3. (略)

【BGB (旧) 第 439 条】⁽³⁹⁾(追完)

- (1) 買主は、追完として、その選択に従い、瑕疵を除去し、又は瑕疵のない物の引渡しを請求することができる。
- (2) 売主は、追完のために必要な費用、特に、運送費、交通費、労務費及び材料費を負担しなければならない。
- (3) 売主は、買主が瑕疵ある物をその種類及び使用目的に従って他の物に組み込んだとき、又は他の物に取り付けたときは、追完によって、瑕

(39) 2018 年 1 月 1 日から 2021 年 12 月 31 日まで適用された規定。

疵ある物を取り外し、修補した物若しくは引き渡した瑕疵のない物を組み込むか又は取り付けのために要する費用を賠償する義務を負う。第 442 条第 1 項は、契約締結時に代えて、買主が瑕疵ある物の組み込み又は取り付けを行う時点での買主の認識を基準として適用する。

- (4) 売主は、買主が選択した追完に過分の費用がかかるときは、第 275 条第 2 項及び第 3 項の適用を妨げることなく、その追完を拒絶することができる。特に瑕疵のない状態における物の価値、瑕疵の程度及び買主に重大な不利益を被らせることなく他の追完を行うことができるか否かをその場合に考慮する。この場合において、買主の請求権は、他の追完に制限されるが、第 1 文の要件による売主の拒絶権を妨げない。
- (5) 売主が追完のために瑕疵のない物を引き渡すときは、売主は第 346 条から第 348 条までの規定に従って瑕疵ある物の返還を買主に求めることができる。

【BGB (現) 第 439 条】 ⁽⁴⁰⁾ (追完)

- (1) 買主は、追完として、その選択に従い、瑕疵を除去し、又は瑕疵のない物の引渡しを請求することができる。
- (2) 売主は、追完のために必要な費用、特に、運送費、交通費、労務費及び材料費を負担しなければならない。
- (3) 売主は、瑕疵が明らかになる前に、買主が瑕疵ある物をその種類及び使用目的に従って他の物に組み込んだとき又は他の物に取り付けたときは、追完によって、瑕疵ある物を取り外し、修補した物若しくは引き渡した瑕疵のない物を組み込むか又は取り付けのために要する費用を賠償する義務を負う。
- (4) 売主は、買主が選択した追完に過分の費用がかかるときは、第 275 条第 2 項及び第 3 項の適用を妨げることなく、その追完を拒絶することができる。特に瑕疵のない状態における物の価値、瑕疵の程度及び買

(40) 2022 年 1 月 1 日以降に適用される規定。

BGB 第 439 条第 3 項の「組込み」の意義に関するドイツ連邦通常裁判所 (BGH) の判決

主に重大な不利益を被らせることなく他の追完を行うことができるか否かをその場合に考慮する。この場合において、買主の請求権は、他の追完に制限されるが、第 1 文の要件による売主の拒絶権を妨げない。

- (5) 買主は、追完のために、売主に物を提供しなければならない。
- (6) 売主が追完のために瑕疵のない物を引き渡すときは、売主は第 346 条から第 348 条までの規定に従って瑕疵ある物の返還を買主に求めることができる。売主は、取り替えた物を自己の費用で取り戻さなければならない。

【BGB 第 950 条】 (加工)

- (1) 1 つ以上の材料を加工又は改造して新たな動産を製造する者は、新たな物の所有権を取得する。ただし、加工又は改造の価値が材料の価値を著しく下回るときは、この限りでない。加工には、筆記、描画、塗装、印刷、彫刻その他の類似の表面上の処理も含まれる。
- (2) 新たな物の所有権の取得によって、材料に対する既存の権利は消滅する。

* 本研究は JSPS 科研費 JP21H00670 の助成を受けたものである。